

法人版事業承継税制(特例措置)に係る事前説明・確認事項

- ▶ 中小企業の事業承継の際に、株式等を後継者が贈与又は相続若しくは遺贈(相続等)により取得した場合において贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」が、平成30(2018)年度税制改正により大幅に見直されました。
- → 一定の要件を満たすことにより、全ての株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予が可能となり、その猶予割合も100%に拡大され、承継時の税負担がゼロとなります(以下、当該措置を「特例措置」、これまでの措置を「一般措置」といいます。)。
- > なお、この特例措置は、届出書の提出など長期間に亘る対応が必要になること、贈与を 行った場合は将来の相続税申告に影響すること、認識や手続等に誤りがあると不測の納 税が生じる可能性があることなど、制度について十分に理解したうえで、適用にあたっ ては慎重な判断が必要です。
- ➤ この資料は、特例措置の適用を検討するにあたって、顧問税理士が関与先に制度の要旨 を説明し、その事実を相互に確認するためのものです。

0.	説明事項	説明内容	確認
例指	 昔置の概要		
贈与			
		令和 5 (2023) 年 3 月 31 日までに「特例承継計画」を策定し、都道府	
1	特例承継計画	県知事に提出し、確認を受ける。当該計画には、認定経営革新等支援	
		機関(税理士等)が所見等を記載する。	
2		令和9 (2027) 年 12 月 31 日までの対象株式等の贈与又は相続等が対	
	適用期限	象となる。	
贈与	又は相続等開始後		
		対象株式等の贈与があったときは、その年の翌年1月 15 日までに、相	
3	 申請・申告の期限等	続等があったときは、その翌日から8か月以内に、都道府県知事に対	
	中請・申告の期限等・(申告期限内)	し「認定申請」を行う。	
4		対象株式等の贈与又は相続等があったときは、申告期限までに贈与税	
+		又は相続税の申告をする。	
5	担保の提供	申告期限までに納税が猶予される税額及び利子税の額に見合う担保	
J		(通常は対象株式等)を提供する。	
	年次報告書・継続届 出書(申告期限後)	特例措置を適用した贈与税又は相続税の申告期限後、5年間は年1回	
6		都道府県知事へ「年次報告書」を、税務署へ「継続届出書」を提出す	
		る。さらに、その後3年に1回税務署へ「継続届出書」を提出する。	
7		申告後も引き続き対象株式等を保有すること等により納税の猶予が継	
,	納税猶予の継続と終 了	続される。	
		【贈与税】先代経営者(贈与者)の死亡等があった場合は、「免除届	
8		出書」及び「免除申請書」を提出することにより、その死亡等があっ	
O		たときにおいて納税が猶予されている贈与税の全部又は一部について	
		その納付が免除される。	

No.		説明事項	説明内容	確認
	9		【相続税】後継者の死亡等があった場合は、「免除届出書」及び「免除申請書」を提出することにより、その死亡等があったときにおいて納税が猶予されている相続税の全部又は一部についてその納付が免除される。	
	10	対象株式数の上限及 び猶予割合	贈与又は相続等のいずれも、取得した議決権株式等の全てが納税猶予の対象となり、猶予割合は100%である。 ※一般措置については納税猶予の対象となるのは発行済議決権株式総数の3分の2までであり猶予割合は贈与の場合100%、相続の場合80%である。	
	11	承継パターン	「先代経営者→1人」、「先代経営者及び先代経営者以外の株主→1人」、「先代経営者→複数人(最大3人)」、「先代経営者及び先代経営者以外の株主→複数人(最大3人)」のいずれも適用対象となる。なお、先代経営者以外の株主からの贈与又は相続等(第二種)は「先代経営者→後継者」の贈与又は相続等(第一種)が行われた日から、特例経営(贈与)承継期間(原則として第一種の贈与税又は相続税の申告期限の翌日から5年間)の末日までの間に申告期限が到来する贈与又は相続等を行う必要がある。	
特	例指	昔置の適用要件		
	12	会社の主な要件	中小企業者であること。 期限内に認定申請書を都道府県知事に提出し、認定を受けていること。 常時使用する従業員の数が1人以上であること。 ※その会社の特別関係会社が外国会社の場合は5人以上であること。 資産保有型会社・資産運用型会社に該当しないこと。 その会社及び特定特別関係会社の株式等が非上場株式等に該当すること。 その会社及び特定特別関係会社が性風俗関連特殊営業会社に該当しないこと。 直前の事業年度における主たる事業活動からの収入金額(営業外収益、特別利益以外のもの)がゼロを超えること。 拒否権付種類株式(いわゆる黄金株)を特別後継者以外の者が有していないこと。	
	13	先代経営者の主な要件	特定特別関係会社(外国会社を除く。)が中小企業者であること。 贈与又は相続等開始の直前(その時点で代表権を有していないときは 代表権を有していた期間のいずれかのとき及び贈与又は相続等開始の 直前)において、先代経営者とその親族などで総議決権数の過半数を 保有しこれらの者の中で筆頭株主(後継者を除く。)であったこと。 会社の代表権を有していたこと。 特例承継計画に記載された先代経営者であること。 【贈与税】贈与時に会社の代表権を有していないこと。	

No.	説明事項	説明内容	確認
1.	後継者の主な要件	【後継者が1人の場合】 後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること。 【後継者が2人又は3人の場合】 総議決権数の10%以上の議決権数を保有し、かつ、後継者と特別の関係がある者(他の後継者を除く。)の中で最も多くの議決権数を保有することとなること。 【贈与税】贈与時に20歳(令和4年4月1日以降は18歳)以上であり、会社の代表権を有していること、役員等の就任から3年以上を経過していること。 【相続税】相続等開始直前に役員(被相続人が60歳未満で死亡した場合を除く。)であり、相続等開始の日の翌日から5か月を経過する日において会社の代表権を有していること。 当該会社の株式等について既に一般措置の適用を受けていないこと。 特例承継計画に記載された後継者であること。 後継者及び後継者と特別の関係にある者で、総議決権数の50%超の議決権数を保有することとなること。	
納和	<u>」</u> 猶予税額を納付する。		
1:	【贈与税・相続税】 特例経営(贈与) 承継 期間 (原則として贈	①後継者が会社の代表権を有しなくなった場合。 ②特例経営(贈与)承継期間(5年間)における雇用の平均が、贈与又は相続等開始時の常時使用従業員数の8割を下回った場合。 ※雇用を下回った理由等を記載した報告書(認定経営革新等支援機関の意見が記載されているものに限る。)を、都道府県知事に提出し、確認を受けることで、納税猶予が継続される。 ③後継者とその同族関係者と合わせて有する議決権数が50%以下になった場合。 ④後継者が同族関係者内で筆頭株主でなくなった場合(他の後継者を除く。)。 ⑤特例措置の適用を受けた対象株式等の一部につき譲渡又は贈与をした場合。 ⑥会社を解散した場合。 ⑦会社が資産保有型会社や資産運用型会社に該当した場合。 ※一定の要件を満たす場合を除く。 ⑧会社の主たる事業活動からの収入金額がゼロとなった場合。 ⑨会社又は特定特別関係会社が性風俗関連特殊営業会社に該当することとなった場合。 ⑩【贈与税】贈与者が会社の代表権を有することとなった場合。 ⑪【贈与税】贈与者が会社の代表権を有することとなった場合。 ⑪【贈与税】贈与者が会社の代表権を有することとなった場合。 ⑪【贈与税】贈与者が会社の代表権を有することとなった場合。	

No.		説明事項	説明内容	
1	16	特例経営(贈与)承継 期間経過後 【贈与税】 先代経営者又は後継 者の死亡等贈与税の 納付が免除されるま で 【相続税】 後継者の死亡等相続 税の納付が免除され	①後継者が特例措置の適用を受けた対象株式等を譲渡又は贈与した場合。 ②会社を解散した場合。 ③会社が資本金の額又は準備金の額を減少した場合。 ④会社が資産保有型会社や資産運用型会社に該当した場合。 ※一定の要件を満たす場合を除く ⑤会社の主たる事業活動からの収入金額がゼロとなった場合。 ⑥税務署に対し3年に1回提出すべき継続届出書を提出しなかった場合。	
贈与	与形	说の特例措置適用後	に先代経営者等が亡くなった場合	
1	17	1代目→2代目の贈 与時に適用後、1代 目が死亡した場合	特例措置の適用を受けていた株式等に係る贈与税は、先代経営者の死亡により免除されるが、当該株式等は相続財産とみなされ、贈与時の株価により相続税の課税の対象となる。ただし、一定の手続を経て相続税の特例措置の適用を受けることができる。	
1	18	1代目→2代目の贈 与時に適用後、2代 目→3代目の贈与に ついても適用した 後、1代目が死亡し た場合	先代経営者(1代目)から後継者(2代目)への株式等の贈与につき贈与税の特例措置の適用を受けた後、1代目の死亡より前に次の後継者(3代目)に贈与する場合、3代目が贈与税の特例措置の適用を受ければ、2代目の贈与税は免除される。その上で、1代目が死亡した場合は、3代目の贈与税が免除され、当該株式等は相続税の課税の対象となるが、一定の手続を経て相続税の特例措置の適用を受けることができる。	
1	19	1代目→2代目の贈 与時に適用後、2代 目が死亡し、2代目 →3代目の相続が発 生した場合	先代経営者(1代目)から後継者(2代目)への贈与につき贈与税の特例措置の適用を受けた後、1代目の死亡より前に2代目が死亡した場合、2代目の贈与税は免除される。また、当該株式等を相続した次の後継者(3代目)は、当該株式等について一定の手続を経て相続税の特例措置の適用を受けることができる。	
贈与		 説の特例措置適用後	に先代経営者が亡くなり相続税の納税猶予に切り替えるとき	<u></u> の主な
2	20	後継者の主な要件	後継者が代表権を有していること。 後継者とその同族関係者で合わせて 50%超の議決権数を有していること。 後継者が同族関係者内で筆頭株主であること(他の後継者を除く。)。	

No).	説明事項	説明内容	確認
2	21	会社の主な要件	その会社及び特定特別関係会社が性風俗関連特殊営業会社に該当しないこと。 拒否権付種類株式(いわゆる黄金株)を特例後継者以外の者が有していないこと。 資産保有型会社や資産運用型会社に該当しないこと。 その会社の直前の事業年度における総収入金額がゼロを超えること。 その会社の常時使用従業員数が1人以上であること。 ※その会社の特別関係会社が外国会社の場合は5人以上であること。 その会社及び特定特別関係会社の株式等が非上場株式等に該当すること。 ※贈与税申告期限の翌日から5年間経過後は要件とならない。	
特色	列糸	Z営(贈与)承継期	間経過後に猶予税額が免除される場合	
2	22	贈与税	先代経営者等(贈与者)が死亡した場合。 ※みなし相続として相続税の課税対象となる。	
	23	贈与税・相続税 共通	①後継者が死亡した場合。 ②特例経営(贈与)承継期間内に一定のやむを得ない理由により会社 の代表権を有しなくなった日以後に「免除対象贈与」を行った場合。 ③特例経営(贈与)承継期間経過後に「免除対象贈与」を行った場合。 ④特例経営(贈与)承継期間経過後に会社について破産手続開始決定 などがあった場合。 ⑤特例経営(贈与)承継期間経過後に事業の継続が困難な一定の事由 が生じた場合において、会社について譲渡・解散した場合。	
	列指 24	措置の適用に係る留: 	贈与税の特例措置は、ある贈与者からある後継者に対する贈与につき、	
	25		最初の対象株式等の贈与にのみ適用される。 先代経営者から後継者に対する特例措置を適用した対象株式等の贈与 について、後継者は、全部又は一定数以上の株式等の贈与を受ける必 要がある。	
2	26	贈与	贈与時の株式等の評価額が暦年課税の基礎控除額又は相続時精算課税 の特別控除額を超えており、当該株式等の贈与に係る納税猶予の対象 となる贈与税額が発生することが必要となる。 ※猶予税額が発生しない場合は特例措置の対象とはならない。	
	27		相続時精算課税を選択する場合、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全てこの制度が適用され、「暦年課税」へ変更することはできない。	

	No.	説明事項	説明内容	確認
	28	贈与時に特例措置の 適用を受け、その後 贈与者が死亡したと き	特例措置によって贈与された対象株式等は相続等により取得したものとみなして贈与者である被相続人の他の相続財産と合算して相続税額を計算することから、特例措置を適用せずいわゆる「暦年課税」による贈与を行う場合等に比べ、後継者(受贈者)以外の相続人が相続する他の相続財産に係る相続税負担が大きくなることがある。	
	29		当該対象株式等の株価が贈与時から下落していた場合であっても、相 続税額は贈与時の株価によって計算される。	
	30		特に直系血族間以外の対象株式等の贈与について特例措置の適用を受けたときは、法定相続人以外の者に贈与した当該対象株式等が贈与者である被相続人の相続税申告時に相続税の課税価格から漏れることのないよう、当該特例措置の適用状況について贈与者の法定相続人等に予め説明する等の対応が必要となる。	

法人版事業承継税制(特例措置)の適用有無に係る確認書

年 月 日

御中

私は事業承継税制の特例措置について、貴税理士事務所(税理士法人)から別紙「法人版事業承継税制(特例措置)に係る事前説明・確認事項」に基づき説明を受けました。その結果、私はこの特例措置について以下のとおり希望します。

()	適用する。
()	適用しない。
()	特例承継計画を作成・提出したうえで、特例措置の適
		用については後日判断する。
()	後日判断する。

所 在 地

名 称

代表者氏名 印

後継予定者氏名 印